

概算保険料申告書(様式第6号)

記入例

管轄の労働基準監督署へ提出

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0123456789
令和3年 4月 16日
あて先 〒102-8307
千代田区九段南1-2-1
九段第3合同庁舎12階

提出用

種別 32700
修正項目番号
業種区分
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

① 概算期間 令和3年4月1日から令和3年3月31日まで
② 概算保険料率 3
③ 概算・増加概算保険料額(①×②) 380,205円

④ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
⑤ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

⑥ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
⑦ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

⑧ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
⑨ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

⑩ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
⑪ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

⑫ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
⑬ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

⑭ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
⑮ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

⑯ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
⑰ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

⑱ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
⑲ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

⑳ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㉑ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

⑳ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㉑ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

㉒ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㉓ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

㉔ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㉕ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

㉖ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㉗ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

㉘ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㉙ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

㉚ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㉛ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

㉜ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㉝ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

㉞ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㉟ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

㊱ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㊲ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

㊳ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㊴ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

㊵ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㊶ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

㊷ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㊸ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

㊹ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㊺ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

㊻ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㊼ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

㊽ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㊾ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

㊿ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当する
㊿ 加入している労働保険 労働保険 特掲事業 該当しない

領収済通知書(労働保険)(国庫金)
取扱行名 取扱行番号
概算確定(労働保険) 労働保険特別会費 0847 厚生労働費 6118 令和03年度
30840
1311013047111-000
令和3年5月1日以降 現年度歳入組入
労働保険料 十億千百万千円百円
概算・増加概算 十億千百万千円百円
提出金 十億千百万千円百円
納付額(合計額) 十億千百万千円百円
あて先 〒102-8307
千代田区九段南1-2-1
九段第3合同庁舎12階
納付の日付等

① 概算・増加概算保険料額欄
② 保険料率を乗じて得た額を記入します。(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。なお、(ロ)及び(ホ)に記入した場合はその合計額を、(ロ)又は(ホ)のどちらか一方に記入した場合はその額を(ロ)に記入します。

③ 延納の申請欄
納付すべき概算保険料が40万円(労働保険又は雇用保険に係る保険関係のみ成立している事業にあつては20万円)以上で、延納を希望する場合には、保険料の納付回数を入力します。
延納の方法は、保険関係成立の日が4月1日から5月31日までのときは3回、6月1日から9月30日までのときは2回となり、10月1日以降のときは延納は認められません。なお、延納する場合2期、3期の額に1円又は2円の端数があるときはその額を最初の期に合算します。

④ 加入している労働保険欄
労働保険と雇用保険の両保険に加入しているときは(イ)と(ロ)を、労働保険のみに加入しているときは(イ)を、雇用保険のみに加入しているときは(ロ)を○で囲みます。

⑤ 各期の納付額欄
各期の納付額を記入します。なお各期納付額は次のようにして算出します。
概算保険料額(①欄の(イ)の額)を⑦の納付回数で除し、その額に1円又は2円の端数があるときは、その端数を1期に加算して②欄の(イ)の概算保険料額の1期分欄に記入し、端数のなくなった額(2期分、3期分(納付回数が2回の場合は2期のみ)を②欄の(ロ、ハ)のそれぞれの該当欄に記入します。

⑥ 加入している労働保険欄
労働保険と雇用保険の両保険に加入しているときは(イ)と(ロ)を、労働保険のみに加入しているときは(イ)を、雇用保険のみに加入しているときは(ロ)を○で囲みます。

※建設業、農林水産業等の一部については、記入方法が異なりますのでご相談ください。